

資 料 2

令和7年度あんしんすこやかセンター
事業計画について

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 34

あんしんすこやかセンター名： 道場あんしんすこやかセンター

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：00
(※日・祝日・12/30～1/3 休日)
- ・センター職員は個別に事業所携帯電話を持ち、運営時間内は施設内外問わず連絡が取れる体制を取ります。
- ・夜間・休日においては、4職種が輪番で転送電話を受ける体制を整えており、緊急時の対応についてマニュアル化し携帯電話で24時間対応します。
- ・災害等の発生に備え、神戸市のガイドラインに基づき、独自の業務継続計画（BCP）を作成し、要援護者の支援体制を整えます。

2. 職員の配置について

- ・センター職員5名と介護支援専門員2名（予防プランナー）を配置しています。それぞれの専門性を活かしながらチームで取り組み、地域の関係機関や各種団体との連携を図りながら活動します。
- ・センター職員は、医療・福祉関係の会合や研修会等に積極的に参加し研鑽します。圏域すべての地域の行事、民生児童委員の集まりには計画的に参加し、顔が見える関係づくりを目指します。
- ・社内、社外研修には計画的に参加し、専門機関との連携および自己研鑽にはげみます。

3. 総合相談支援業務について

- ・総合相談支援として、介護相談だけではなく、多様化している様々な内容の相談に対応するために、相談内容を分析し、チームアプローチができるよう勉強会を開催することで職員の資質の向上を図り、また適切な機関との連携を図ります。
- ・迅速に丁寧に、地域住民の相談・提案など臨機応変に対応し信頼されるセンターを目指します。
- ・広域なエリアを担当していることから、来所相談に加え、個別訪問、喫茶サロンを始めとする地域住民の集い場については、民生委員等と連携をとりながら状況を把握します。
- ・職員がすべての地区の集い場に計画的に足を運び、地域の現状や気になることなど直に聞き取り対応し地域に根差したセンターを目指します。
- ・高齢になってから、他市より転居された方が地域に馴染めるよう、環境、健康状態、

交通手段、趣味嗜好など十分に聞き取り、地域のサークル活動や集い場などを紹介します。

- ・地域の住民が健康を維持するため、健康に対する意識や地域の傾向性などリアルな情報を収集し、フレイル予防の啓発や、安心して暮らせるように地域や対象者に合わせた事業を計画します。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待に関する通報がある時は状況が深刻化してから発見される ケースが多いため、問題が深刻化する前に、“気付き・共有・連携”が適切に行える様な体制作り に努めます。通報時には初動期の対応、第3版高齢者虐待対応手引きに従い、速やかに対処します。
- ・地域住民や関係事業所に対して、高齢者の権利擁護（高齢者虐待、成年後見人制度、消費者被害）啓発活動として、権利擁護に関するチラシを配布し情報提供します。また地域活動に参加する時にも、高齢者の権利について周知・理解を深める機会を設け、わかりやすくアナウンスします。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・介護相談は、要支援要介護認定を受ける前からの複雑な生活環境、家庭環境など対応が困難とされる相談は多種多様です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援やサービス提供が行えるよう、地域の医療・介護・福祉など様々な関係機関との連携に努めます。それぞれの状況にあった適切な支援の提供ができるよう働きかけます。
- ・通院が困難で自宅など居宅での療養生活を望まれる方には、適切な在宅医療を提供することができるように医療連携の取り組みを継続します。
- ・圏域内を担当している介護支援専門員の対応が困難となっているケースなどについて社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに活かせるよう助言を行います。
- ・介護支援専門員から受けた相談事例の内容を分析し、担当圏域の介護支援専門員の支援ニーズに基づいて対応します。その内容をもとに、研修会を開催し、情報交換や勉強会などの機会を設けてケアマネジメントの質の向上を目指します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・介護予防の更なる普及啓発のために、地域特性に応じた介護予防の推進に努めます。
- ・地域イベントや地域行事の場を積極的に活用し介護予防についてフォーマルなサービス、インフォーマルなサービスなどの情報を提供し自立した生活をおくるための支援をおこないます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域の見守り体制に繋がっていない高齢者、または老々介護、認知症など支援を必要とする高齢者を地域で早期に発見し、専門的支援に繋げるために住民同士の関係作りを支援します。
- ・協力事業者から、地域の気になる高齢者に関して、即時に相談を入れてもらえるよう、事業者への挨拶等、顔の見える関係づくりを継続して目指します。

- ・地域の集いの場・サロン等については、民生委員を含むつどいの場支援者と平素より連携をとり、参加者の心身状況の変化を把握します。また、支援者の困りごとを聞き取り、課題やニーズの把握に努め、住民主体の活動が継続していけるよう支援していきます。
- ・偶数月は「新・みまもりの輪」、奇数月は「わたぼうし」というあんしんすこやかセンター広報紙を発行し、地域の高齢者に介護予防をはじめとする様々な情報提供を行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・当センターが病院（神戸市認知症検診を実施）に併設されている立地を生かし神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の基本理念のもと、認知症神戸モデルや「認知症ケアパス」の地域への広報や、対象者の方へ説明・案内を積極的に行い、認知症に関する相談・支援を行います。
- ・年々認知症に関する相談件数が増加しており、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく安心して暮らせるよう認知症サポーター養成講座を実施していない地域に対して勉強会や養成講座を開催します。
- ・認知症が疑われる住民からの相談については、専門医療機関の受診、高齢者安心登録事業の利用促進など、適切な支援をします。必要に応じてオレンジチームとも連携を図ります。
- ・認知症高齢者に対する介護者への支援として、介護リフレッシュ教室を充実させ、当事者が参加しやすいように啓発を行っていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・各地域で開催される民生児童委員協議会の定例会に参加し、見守り活動の他、日頃の地域支え合い活動の中で高齢者の情報を共有し、対応方法を地域とともに考えていける関係づくりを継続して行います。
- ・年3回、地域見守り連絡会を開催し、社協・民児協・センター3者で見守り対象者に関する情報を共有する機会を作り、毎年、新規の見守り対象者の調査の際には、民生委員の要望時、地域支え合い推進員が同行して状況を確認します。
- ・地域で行われている行事やつどいの場には積極的に参加し、地域関係者と顔の見える関係を築き、地域の意見や要望などの声をセンターにあげてもらいやすい環境を作っていきます。

10. 医療機関との連携について

- ・地域の高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、医療が必要な高齢者の早期発見につとめ、連携を強化するため、「キタールさん手帳」を訪問の際に配布し、かかりつけ医とお薬手帳を持つよう啓発します。また高齢者に限定せず、アルコールの問題、引きこもりの問題など、医療を含めた支援の必要性が高まっていると考えられます。必要な支援を行うためにも、専門機関と連携、治療の開始と継続、なにより在宅での生活が継続できるように支援します。そのために医療、看護のネットワークを密にし、地域看護連絡会等、情報交換できる機会を活用します。

- ・必要時には主治医連絡票や入院連携シートを活用にて医療機関とやりとりをし、医療の視点を踏まえて介護予防ケアマネジメント支援が行えるよう努めます。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・当センターの圏域は、三田市・西宮市・三木市に隣接しており、各地域の医療機関や介護保険サービス事業所との協力・連携が必要です。各医療機関や介護保険サービス事業所の閉鎖、再開、新規開設もあるため、地域の社会資源の情報収集に努めます。センターへの来所の際は、日頃から丁寧な窓口対応、顔が見える関係に努めます。センター主催の介護リフレッシュ教室や地域ケア会議、フレイル予防支援事業、認知症声掛け訓練等の情報を提供し当センターの事業活動をアピールします。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・センター業務を行う上で、あんしんすこやかセンター運営方針・運営要領・事業実施要領を遵守し、高齢者サービスを特定のサービス事業者に偏ることがないように、公正・中立の立場で情報提供を行うことに努めます。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：35

あんしんすこやかセンター名：ありの

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日及び土曜日の8:30分から17:30の間センター職員による総合相談業務を行っている。休日は8:30から17:30の間センター職員を配置し緊急対応等に備える。また、夜間の対応に関しては、同一法人が運営する特別養護老人ホーム宿直室に電話が転送され、緊急マニュアルに基づき管理者へ連絡が入るシステムが確立されており24時間にわたる相談対応を実施する。

2. 職員の配置について

保健師・看護師計2名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士4名、地域支えあい推進員1名、介護予防プランナー2名を配置。既定の配置のみならず、法人による1名加配により多岐にわたる相談に、迅速・丁寧に対応する。引き続き職員間の連携を密にとり、それぞれの専門性や経験を活かしながら多種多様なチームアプローチを行なう体制を構築する。

3. 総合相談支援業務について

当法人の済生会が掲げる「親切」・「丁寧」・「迅速」の心を旨として、相談者の立場に立った的確な対応が出来るように努める。電話や訪問、来所相談のみならず、相談会の開催や4職種が交代で地域のつどい場などに出向き、地域住民が安心して相談できる拠点となる事を目指す。毎朝朝礼時に相談内容やセンターとしての対応方法等を共有する。職種の専門性を活かし、早期に必要な支援につなげるために、ケース状況に合わせて複数（多職種）体制で訪問等を実施する。また、積極的に研修等に参加し職員のスキルアップを図る。

4. 権利擁護業務について

悪徳商法や詐欺等の消費者被害防止のためにパンフレット等を活用し、地域のつどい場や自治会・民児協の定例会などにおいて、高齢者にわかりやすい方法で注意喚起する。成年後見制度についても地域のつどい場などで随時広報し、必要時は関係機関と連携する。高齢者虐待に関しては、マニュアルに沿って対応し、関係機関との連携を図る。虐待ケースの早期発見につながるよう、民児協定例会等で民生委員から情報収集し、地域住民へ啓発を行うとともに、虐待予防の一環として、必要な方へ介護リフレッシュ教室の案内もおこなう。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

各あんしんすこやかセンターと連携を図り、北神ケアマネジャー連絡会で介護支援専門員へ勉強会を年2回開催する。介護支援専門員同士が顔の見える関係作りに努め、介護支援専門員が抱えている困難事例を気軽に相談できる体制作りを行う。介護支援専門員と困難ケースを一緒に取り組み、必要に応じ同行訪問やカンファレンスを行い、介護支援専門員が自ら困難事例に前向き

に取り組む事ができるように支援者支援を行う。また介護リフレッシュ教室開催の紹介や社会資源の情報提供を行い、介護保険外の地域資源の活用でスムーズなケアマネジメントに繋がられるようにアドバイスする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者のニーズに対して、介護サービスや多様な社会資源を結び付けるケアマネジメントを実施する。本人の身体状況の維持改善に資するように、利用者本意による適切な介護保険サービス、他の保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービスを総合的かつ効果的に提供する。また、居宅介護支援事業所に委託するケースについては介護予防プランの内容について、介護予防に資する具体的で明確な目標となっているか等、適切な助言・指導し、自立支援に繋がるプラン作成を支援する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

住民同士が互いに支え合い、いくつになっても元気に安心して生活できる地域を目指し、積極的に地域に出向いて情報収集を行ない、地域の各関係団体との連携を密にする。また、見守りや緊急時の具体的な社会資源を地域住民へ提案していく。広い圏域を抱えているが、それぞれの地域課題を偏りなく把握できるよう、ふれあい喫茶等のつどい場へ4職種が交代で足を運び、民生委員やボランティア等との顔の見える関係づくりを続ける。

協力事業者による高齢者見守り事業の協力事業者には広報や地域ケア会議等への参加を促し、地域でのつながり、関係作りを深め、高齢者世帯、独居の方が安心して日々生活出来る様に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

住民への認知症に対する理解促進のため、認知症声掛け訓練、認知症サポーター養成講座など、啓発活動を行う。早期の段階で認知症高齢者を把握するためつどい場を活用し支援を行う。

神戸モデルの啓発を引き続き継続し認知症高齢者の早期発見や専門医での受診、相談に繋ぐ。また、認知症高齢者や介護者が地域の中で孤立しない様に出張相談会や介護リフレッシュ教室等の支援にも引き続き取り組む。

高齢者安心登録事業については総合相談や地域関係団体との交流の機会を通じて情報提供を行ない、地域住民が適切な支援を受けるために制度の利用を勧める。

9. 民生委員等地域との連携について

引き続き地域のつどい場や行事等に積極的に参加し、民生委員、自治会、老人会、ボランティア等との連携を深め地域関係者と顔の見える関係を築く。

フレイル予防に対して地域住民の理解が深まるようつどい場にて職員が引き続き啓発活動をおこなうとともに、つどい場の後方支援もおこなう。また区社会福祉協議会とも連携を密にし、地域の意見や要望などを収集しやすい環境を作る。民児協定例会にて情報共有するため、地域支え合い推進員だけではなく他の職種も交代で参加する。

10. 医療機関との連携について

医療・介護サポートセンターや行政、医療機関の主催する研修に職員が参加し、復講すること

でセンター内での情報共有や知識習得を図る。

入院連携シートや介護情報提供書等も活用し、医療機関と情報共有することで円滑な支援体制の構築に努める。

1 1. その他関係機関との連携について

地域の催しを住民主体で実施できるよう促し、後方支援に努める。

介護保険サービス事業者のみならず、各関係機関とも連携を深め、共に協力できる関係を作る。地域資源の発掘・創生を行い、相談者に対して情報提供する。

災害に備え、神戸市の災害時対応ガイドラインに基づき、平常時より要援護者など支援に取り組む地域関係団体や民生委員等と連携して情報共有を行うと共に、居宅介護支援事業所を通じて、不足しているサービス・社会資源がないか確認を行い、課題解決に向けた対応を検討する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

「あんしんすこやかセンター運営要綱」第5条及び「あんしんすこやかセンター事業実施要領」第7条に定められた項目を順守する為、市及び区の運営協議会の指導・助言を得ながら公正かつ中立性の確保に努め、利用者本位を尊重しながら業務に取り組む。また、センター内の会議において、定期的に職員間で公正・中立な業務についての確認作業を行ない、センター内での意識統一を図る。

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 36

あんしんすこやかセンター名：八多淡河あんしんすこやかセンター

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に関するマニュアルの内容を全職員で確認、理解し業務に取り組んでいます。祝日も営業し営業時間外は留守番電話で案内し、24時間携帯電話で連絡を取れるようにしています。災害などに備えた防災訓練に地域だけでなく関係機関（圏域CM、協力事業所、福祉医療）が参加し災害について話合える体制を整えます。個人情報保護法を遵守し、個人情報事務チェックリストにより定期的に業務の見直しを行い、書類や個人ファイルは施錠できる書庫で管理します。

2. 職員の配置について

あんしんすこやかセンターの機能強化や地域包括ケアシステム推進を目的とし、センター4職種でチームアプローチ体制を整え、それぞれの専門性を最大限発揮できるように職員配置を行います。オンラインの研修やウェブ会議に対応し効率よく活動ができるようICT推進を継続していきます。研修を受けた職員はセンター内で復講し、情報共有を行い対応力の向上を目指します。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な制度やサービスに繋ぎ、継続的な支援を行います。地域との関わりの希薄化、高齢者の孤立化、高齢者虐待、8050問題、ひきこもり、こども・若者ケアラーなど世帯の複合的な課題を抱えるケースに対して、センター4職種で検討しチームアプローチを行います。住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を維持継続できるように自己決定を引き出す支援を行い、課題解決に向けて取り組みます。多様な相談内容に対して地域住民が相談しやすい制度の周知・啓発の方法を地域関係者や生活支援コーディネーター等と協働し、地域の支援体制づくりに繋がります。

4. 権利擁護業務について

高齢者の権利に対して予防・早期発見・早期対応ができるよう啓発活動に努め、地域住民や関係機関が安心して相談できる窓口としての役割を果たします。高齢者虐待に対しては予防を第一とし、必要な方に介護リフレッシュ教室への参加の呼びかけも行います。事例に対しては行政、関係機関に積極的に働きかけ、連携し、具体的な方針を定め対応を行います。消費者被害、成年後見制度も含め、必要な支援や相談ができるように、地域の事業所や民生委員をはじめ、地域住民へ向けてリーフレットの配布や啓発を行い権利擁護全般の支援体制づくりを図ります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

要支援・要介護状態になる前から重度認定者まで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築を推進します。圏域のケアマネジャーや事業所からの相談や困りごとに対して、支援やケース検討を行います。また相談しやすい関係性の構築として、アンケートをもとにして情報交換会を開催します。個別の課題を抽出し地域ケア個別会議を実施し、圏域内での地域住民や各関係機関の情報や見解を聞き取り、個別課題、地域課題の解決に向けて働きかけます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フレイルの進行や生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して、自立支援と重度化予防に向けて、高齢者の意思を尊重した自己選択・自己決定支援と尊厳の保持に取り組みます。住民に向けて多様なインフォーマルサービスの導入やリハビリ専門職の同行訪問を始め、多職種と協働し、フレイル予防、健康寿命の延伸に向けて地域住民の介護予防への理解を深めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域のつどいの場やサロン、ふれあい給食会等に出向き、地域の現状や課題について情報収集を行い、つどいの場 MAP などの更新を行います。地域の住民が生き生きと暮らせるよう、地域住民が主体的に運営するつどいの場の立ち上げや継続の支援、ICT などオンラインを活用し、つどいの場同士や地域住民と関係機関を繋いだ体操教室などの後方支援を行います。フレイル予防に取り組みながらお互いに支え合う地域作りを行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

多世代の地域住民へ認知症の人にやさしいまちづくり条例普及啓発活動と高齢者安心登録事業の周知を行い、認知症初期集中チームとの連携を図り、認知症になっても暮らしやすい地域づくりに取り組みます。認知症への理解の差を埋めるために、毎年実施している中学校だけでなく、地域住民や支援者向けに認知症の勉強会などを行い、次世代多世代が繋がることができるように認知症の啓発活動を行います。地域住民と関係機関が相談しやすい支援体制づくりを目指します。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協定例会、関係団体の地域活動に参加し、孤立化・ゴミ問題・災害時避難など高齢者が抱える課題の情報収集を行い早期発見・早期対応を図ります。地域の高齢者見守りの充実に向けて民生委員、友愛訪問ボランティア、関係機関と課題の共有を図り、住民同士の見守りや支え合いを支援します。新しく見守りの支援者になった方に関してセンターの役割や活動を周知し、信頼関係を築いていきます。

10. 医療機関との連携について

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、地域の医療機関等と積極的に情報を共有し多職種連携を図り、顔の見える関係作りを進めていきます。高齢者が病気に対して早期の発見・受診・治療ができ、地域で暮らす認知症や慢性疾患を持つ高齢者の増加等の課題に向き合い、安心して生活できる地域づくりを目指します。

1 1. その他関係機関との連携について

地域住民やボランティア、サービス事業所、圏域内の商業施設や医療機関、施設に出向いて広報活動を行い、地域課題の検討やフィードバックを行うなど情報交換、情報共有をしていくことで、顔の見える関係作りを目指します。ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、圏域内の社会資源活動にセンターだけでなく関係機関も参加することができるように関わり、相互を理解し、センターが介入せずとも関係機関同士で協働できる体制づくりを図ります。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は運営方針・運営要綱・実施要領など理解し、公的な相談窓口として公正中立な業務が行えるようセンター事業の人員、整備及び運営に関する基準を遵守します。また、利用者の自己決定を尊重し、支援に偏りがないように業務を行います。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 37

あんしんすこやかセンター名： 有馬 あんしんすこやかセンター

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

開所時間帯は必ず職員が待機し相談体制を確保すると共に、夜間・休日において転送用の携帯電話を輪番制で持ち、24 時間対応できる体制を継続します。土曜日の午前中にも開所して相談しやすい体制を維持していきます。駅から徒歩 1 分の利便性の高い場所に事務所を構え、建物内に地域住民の活動拠点として利用できる部屋「暖団」を併設し、介護リフレッシュ教室やつどい場の会場として活用していきます。災害時等でも持続可能な体制を整備しています。

2. 職員の配置について

配置規程の 4 職種と加配職員、予防プランナー、事務員を置き、安定した職員配置と職員の働き方改革を推進します。

3. 総合相談支援業務について

相談者に寄り添い対応していきます。相談内容に応じてセンター内協議を行い、4 職種が専門性を活かして課題解決へ向けて取り組み、適切な関係機関へ繋がります。

相談ケースや地域から上がってくる情報などを全てデータベース一元化で管理し、全職員が緊急性に応じて対応できるようにしています。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待については、神戸市高齢者虐待対応の手引き（第 3 版）に従い、区や関係機関等と連携して適切に対処します。また、養護者支援の一環としての介護リフレッシュ教室では、昨年度の相談内容を見直し、新たに悩んでいる介護者の方々に声をかけ、精神的に支援していきます。

成年後見制度については、相談のあった場合にリーフレットを用いて説明し、成年後見支援センターや関係機関に繋ぐなど適切に対応します。高齢者に接する機会がある、自治会・民児協の方々へも、定例会の場でリーフレットを用いて相談先を伝えます。

消費者被害の予防については、自治会・民児協の定例会または地域の高齢者が集まる場所などに出向き、圏域内の消費者被害情報を伝え、被害予防のチラシ等を配布し、注意喚起を行います。北神 4 センターで作成する事業者向けの消費者被害チラシの配布は 3 年が経過し、事業者にも定着してきました。今年度も引き続き配布し、事業者と協力し高齢者へ注意喚起を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内にある居宅介護支援事業所などへ定期的に連絡し、相談しやすいセンターを目指します。災害時でも圏域内の事業者と連携が円滑に図れるように、平常時から、圏域内の居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の災害時対応や連絡先等を把握していきます。

圏域内の居宅介護支援事業所に向けて社会資源や制度の情報等を交換できる場所「ケアマネカフェ」を今年度も開催します。介護支援専門員同士が仲間意識を持って気軽に相談し合える関係性の構築を支援していきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の行事やつどい場でフレイル予防の啓発を行い、住民がフレイル予防の意識を高め理解を深める機会を設けます。介護予防の取り組みが必要な高齢者の早期把握に努め、
KOBE アクティブシニア目標シートなどを用いて、フレイル改善に向けてセルフマネジメント向上に取り組めるよう支援します。

ケアプラン自己点検シートを用いて、自立支援・重度化予防に向けた適切なサービス選定とケアプラン作成に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

活動中のつどい場に定期的に出向き、現状の把握と課題・ニーズの引き出しに努めます。

つどい場新設等、新たな取り組みに関心がある住民の方からの相談にも対応し、新たな地域資源開発にも力を入れていきます。

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携して、持続可能なつどい場支援を実現できるように努めていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域の関係機関と協働し、多世代に向けて認知症の周知を目的に認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症になってもその人らしく暮らしていくために、地域の支援者と話し合いの場を設け、見守るための体制強化に努めます。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の定例会、小地域支え合い連絡会にて意見交換を行いながら、相談を受けやすい環境を作ります。相談を受けた際は、早期対応に努め、安心して相談してもらえるよう、関係性の構築に努めます。

高齢者見守り調査の時期には、見守り対象者の現状や地域との関わり等の把握も兼ね、民生委員の要望があれば同行訪問を行います。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関や認知症疾患医療センター、医療介護サポートセンター等と連携し、医療と介護の多職種連携を継続します。

総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務において、主治医へ報告・相談を行ない連携しながらより良い支援に繋がるよう努めます。

地域の行事やつどい場でリーフレットを用いて住民にACPの普及啓発を行います。

1 1. その他関係機関との連携について

「絆サポーター」の活動を、区社協と連携しながら継続的に支援していきます。

自治会と連携して介護予防や認知症への取り組みを支援します。

福祉系事業者等と地域住民が、顔の見える関係性を構築し維持できるよう支援していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター業務を行う上で、あんしんすこやかセンター運営方針・運営要領・事業実施要領を遵守し、高齢者サービスが理由なく特定の種類や特定のサービス事業者に偏ることがないよう、公正・中立な立場で情報提供を行います。また、利用者が複数のなかから選択できるよう説明をし、利用者の自己決定を促します。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 38

あんしんすこやかセンター名： 谷上 あんしんすこやかセンター

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

おおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族、地域住民に対する相談窓口です。

開設時間は平日 9：00～17：00 土 9：00～12：00 です。

時間外は電話転送にて対応します。

開設時間中にセンター職員が訪問等で外出する際は、必ず 1 名は職員がセンターに待機し、窓口での相談及び電話相談の対応をとれる体制をとります。緊急時は管理者に連絡し、必要関係機関と情報を共有し連携を図ることで、問題解決に向けて支援します。

災害時の対応として、職員間で自宅、携帯、メールアドレス等を記した緊急連絡網の作成のほか、災害時用伝言ダイヤルの使用の活用、一斉に情報伝達ができるスマホアプリや SNS 等、緊急時に早急に連絡ができる手段を可能な限り、平常時から確立して使用していきます。また、関係機関とは関係者連絡先一覧表を作成し、連絡体制を整えておきます。

2. 職員の配置について

①保健師 2 名

②社会福祉士 3 名

③主任介護支援専門員 1 名

④地域支え合い推進員 1 名

⑤その他の職員（ケアプランナー） 2 名

上記のすべての職種を専従としそれぞれの資格や経験を生かし、チームアプローチで相談対応できる体制を構築します。

3. 総合相談支援業務について

総合相談業務として下記の 2 点を行います。

① 地域におけるネットワーク構築業務

地域の高齢者、家族、保健・福祉・医療の関係機関、介護事業者、民生委員、各地域団体等、様々な関係機関と連携協力を図ります。ネットワークを強め、広げることができるよう地域ケア会議等の開催を行い、ネットワークの構築を目指します。

② 総合相談業務

積極的に食事会や喫茶、地域拠点型デイサービス等の地域行事へ出向き、センターの広報に努めます。センターをより身近な存在と感じ、相談しやすいセンターを目指します。

各職員が連携を図り、知識を共有することで、幅広い相談にお応えできるよう対応します。

4. 権利擁護業務について

誰もが住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが維持できることを目指します。

権利擁護への関心が高まるよう北区の社会福祉士が作成した成年後見制度のリーフレット等を活用し広報を行います。

虐待が発生した場合は早期に対応できるよう 4 職種が連携し、区や事業者と連携を図りより良い対応がとれるよう協議します。

日ごろから地域行事やセンター通信等で消費者被害の発生を防ぐように広報を行います。万が一消費者被害が発生した場合は、速やかに地域行事等で広報を行い再発防止に努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携を図ります。

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、相互の情報交換等を行う場として概ね月に 1 回、圏域内ケアマネジャーを対象とした勉強会を実施します。

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、適宜、センター内の各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、解決に向け一緒に取り組みます。必要時、個別事例検討会を開催し、個別課題を集積し地域ケア会議の開催に結び付けます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

要支援者、および事業対象者が、要介護状態等となることを予防するために介護ケアマネジメント業務を行います。その方の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。今後、対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、サービス事業者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の民生委員やボランティア、支援者の方たちと協力し、地域の支え合い活動を推進します。

地域にある資源を再度確認し、地域に必要なもの、住民の方が求めているものが何かということを確認し、地域ケア会議等を通じてネットワーク形成や地域づくりができるよう地域の方と一緒に取り組んでいきます。

また地域での住民活動の後方支援を行い、活動継続できるよう支援します。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸市の認知症の人にやさしいまちづくり条例の基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを支援します。そのためにも幅広い世代に認知症の方への理解が広まるよう広報活動を行います。また認知症予防への取り組みについても集いの場等で紹介を行います。

認知症声掛け訓練については、現在 3 か所の地域で、地域の防災訓練と共催で声掛け訓練を実施しています。今年度も継続して実施する予定です。

A 地区では地域ケア会議の中で、地域の方に認知症への理解を深めるためのイベントを開催することが決まり、そのための実行委員会がたちあがりました。実行委員を中心に、地域や事業所の

方と協力して、認知症への理解を深められるようなイベントの開催に向けて、内容を検討していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の中の高齢者に関する問題点等が発生した場合、早期に対応できるよう民生委員やボランティア等の支援者の方々と日ごろから連携が取れる関係づくりを行います。

特に民生委員とは見守り連絡会を定期的に開催し、情報共有を行い、いつでも相談できる関係を築きます。

B 地区の地域ケア会議では民生委員とサービス事業所等との連携の重要性について話し合いを行い、R6 年度小地域での支援者連絡会が立ち上がりました。この連絡会が定期的に開催でき、有意義なものになるよう、後方支援を行います。

H30 年度から実施しているフレイル予防教室は、地域の広報紙に毎回案内の掲載をお願いしています。少しずつ参加者が増えてきたので、今年度も引き続きお願いし、参加者の増加を図ります。

10. 医療機関との連携について

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関との連携を図ります。

サービス担当者会議や地域ケア会議等に医療機関へ参加や意見を求め、情報共有を行うことで顔の見える関係づくりを行います。

医療的な問題を多く抱えるケースについては医療介護サポートセンターとの連携を図り、問題解決に向け対応します。

R6 年度まで、地域の病院やクリニック、薬局へみまもりの輪を配布していました。内容が高齢者向けの内容でしたが、今年度からは内容を支援者向けのものに変更し、それを配布することで、さらにセンターの周知を図り、何か気になることがあればセンターに連絡が入るように連携を強めていきます。

11. その他関係機関との連携について

市町村、保健、医療、福祉の各関係機関や地域のインフォーマルサービス等と連携を行います。

医療的な困難ケースは介護医療サポートセンターと、認知症に関する困難ケースについてはオレンジチームと連携を図り一緒に取り組むことで、問題の早期解決を図ります。

地域で開催しているフレイル予防教室には、サービス事業所の専門職に講師として来てもらう等の連携を図ります。今年度は専門職以外にもボランティアの方とも連携を図ります。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談内容に応じて複数の選択肢を情報提供し、相談者、利用者が選択できるようにします。また、利用者が選択することが難しい場合は、生活状況や身体状況、生活歴等を聞き取り、相談者が選択できるよう支援を行います。

医療機関や介護サービス事業者等のパンフレットを設置し、相談者が閲覧できるようにします。

4 職種で相談受付簿を共有し、毎朝のミーティングでサービス事業者を選んだ経緯や偏りがないか確認を行い、公正かつ中立な業務が運営を目指します。

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 39

あんしんすこやかセンター名：神戸北町あんしんすこやかセンター

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

圏域内の高齢者だけでなく広く地域住民の皆様に、センターの存在や役割を知っていただけるようにセンターをショッピングセンター内に設置しています。センターが平均利用4000人/日のショッピングセンター内に開設されていることを生かし、12/30～1/3を除く月～土 9:00-18:00（祝祭日を含む ただし来所相談は10:00～）相談を受ける体制を整えています。日曜日も10:00-16:00は来訪者に対して対面での対応ができるように人員配置しています。来客者に対してはマスク着用を推奨することで感染予防に努めつつ、対面での対応を充実していきます。時間外もセンター管理者等職員が転送電話対応することで24時間センター職員が相談支援をしています。また、災害時等非常時には法人での安否確認システムでまず職員の被災情報を把握した上で、圏域内の高齢者支援に関する情報収集、総合相談業務を行えるように人員体制を整えます。

2. 職員の配置について

センター4職種6名（保健師2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、地域支え合い推進員1名 非常勤を含む）を配置します。また電話や来客対応等の充実のため社会福祉士0.4名を加配配置し、専門的な相談に対応しています。

3. 総合相談支援業務について

ショッピングセンター内にあることで買い物のついでなど高齢者自身や家族、地域の支援者が相談しやすい環境にしています。またセンターの入り口壁面に介護予防等のリーフレットを設置しイベントや専門的な相談窓口の案内、地域の集いの場の紹介など誰でも気軽に情報収集できるようにしています。地域の集いの場等でもセンターは「高齢者の総合相談窓口」であることを広報することで、顔なじみの職員が相談に乗るという安心感につなげています。相談内容は毎朝ミーティングを行いセンター内で共有し、各専門職種で検討するなど適切な対応をしていきます。また相談内容を分析して地域の課題や特色についての理解を深め、地域づくりに生かしていきます。

4. 権利擁護業務について

高齢者を消費者被害から守るために、高齢者の集いの場での広報活動・自治会と協力し地域へ注意喚起の回覧を行うと共に、チラシや集いの場での寸劇を通じて高齢者や支援者の消費者被害についての理解が深まるようにしていきます。

金融機関とも協力して年金支給日に店頭でのチラシ配布等、啓発活動に努めていきます。消費者被害が発生した際は、警察・神戸市消費者センター・神戸市にも報告・連絡を行い、迅速に対応

します。また、発生した地域での被害防止への啓発を強化します。

集いの場などでパンフレットやセンターの広報誌等を用いて、成年後見制度などの認知度を高めていきます。また実際に成年後見制度の利用が必要な対象者や担当の介護支援専門員に情報提供等を行っていきます。

高齢者の虐待については地域の支援者に対して啓発を行い、早期発見できるように意識を高めていきます。虐待の疑いがあった際には事実確認の訪問や関係機関との連携を迅速に行い、高齢者と養護者の双方を支援できるよう努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジメントの要となる介護支援専門員が事業所の枠を超えて情報交換、連携できる体制を整えていきます。センターと圏域内の主任介護支援専門員と協働し事例検討会等勉強会を実施します。主任介護支援専門員を中心に困難事例の相談に対応し、必要時には同行訪問やケース検討会を開催し、圏域内の介護支援専門員を支援していきます。圏域内を中心にインフォーマルサービスの情報を提供することで、ケアプランに様々な社会資源を位置づけられるよう後方支援をしていきます。また他圏域のセンターや地域の介護支援専門員と協力して年数回連絡会を開催、有益な情報の提供や事例の勉強会などを開催し介護支援専門員の事業所間での交流の促進や資質向上に努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

センター内ではセンター職員・予防プランナーが参加して月 1 回会議を開催し、巡回派遣員からの指導や助言内容、制度改正の情報共有などを行ない、ケアマネジメントの標準化に努めます。さらに介護予防・自立支援に取り組みます。圏域内事業所や委託の事業所に対して、事例検討会等の場などで情報交換や助言を行い、多面的な視点で自立支援に取り組めるようにしていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

一旦中止となった A 地区の健康教室について、令和 6 年度に再開への課題解決に向けた地域ケア会議を実施した結果、新たな形で再開ができています。今後は主催者の負担感が大きくなりないように継続して後方支援をしていきます。また B 地区については令和 6 年度より新設された健康教室について、多くの継続希望の声がありました。地域の介護予防の取り組みにつながるよう、今後も後方支援に取り組んでいきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

令和 6 年度、C 地区にて認知症高齢者で警察と連携をとったケースが続いたことから、今年度、地域ケア会議(個別版)を開催します。民生委員、友愛ボランティア、居宅介護支援事業所等でのような支援ができるか等を意見交換、情報共有していきます。

また D 地区では地域の防災訓練に協働する形で認知症高齢者の声かけ訓練を実施します。日頃高齢者との関わりの少ない子育て世代など、毎年変わる地域の役員を中心に新たな地域住民に認知症高齢者について考える機会をつくります。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員とは年に 3 回の小地域支え合い連絡会や集いの場を通して顔の見える関係性が構築できています。またみまもりの輪をできるだけ手渡しをすることで、その時々をの情報を共有してい

きます。見守り対象者が長期不在になるなど、見守りに支障が出る可能性がある場合は、個人情報に配慮しながら情報共有を図り、更に信頼関係の構築に努めます。

10. 医療機関との連携について

近隣の医療機関と連携しながら地域の方々へ啓蒙活動を行なっていけるよう働きかけていきます。夏祭りのブースで高齢者体験や認知症についての学習を行ったり、健康教室で医療知識の講話等を通じて知識の共有化やさらなる探求心の向上などを目的としていきます。

11. その他関係機関との連携について

他圏域で取り組んでいるオレンジ110番を圏域内で取り組んでいけるよう圏域内の店舗、事業所と連携していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

年度のはじめにあんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に対するマニュアルを確認し、センターの在り方や存在意義などを認識して業務を行えるようにしていきます。指定居宅介護支援事業所の選定をはじめ介護サービスの事業所選定にあたっては介護サービス事業者ガイドブック・ハートページ等を活用し公正中立に、また適切に選定できるような運営を行います。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 40

あんしんすこやかセンター名： 北鈴蘭台

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要項・業務に関するマニュアル等を定期的に確認し、事業計画・事業目標達成の為に運営管理者、4 職種が情報共有し、業務を行うようにします。時間外、夜間や休日には携帯電話へ転送することで、センター職員が市民からの相談に応じます。災害時や緊急の場合には緊急マニュアルに基づき対応できるように体制を整えています。

2. 職員の配置について

看護師	1. 5 名
社会福祉士	1 名
主任介護支援専門員	1 名
地域支えあい推進員	1 名

3. 総合相談支援業務について

当センターは圏域は坂道が多く、高齢者の移動手段がバスや車が主になっているため、来所が難しい方も多いと見込まれます。電話相談や訪問相談で情報提供、相談支援を円滑に進めるため、職員の移動手段を増やし、訪問時には各種関係機関情報を備えておく事で切れ目のない支援を目指します。

これまでの紙ベースの相談内容の分析は難しいため、今後は全てデータ化し、隠れたニーズの取りこぼしの回避、早期発見早期対応に努めます。また、データ化された相談内容の傾向を分析し、地域課題の抽出に役立て、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるような体制を作っていきます。

4. 権利擁護業務について

地域の給食会や地域の行事に参加して、虐待や成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの権利擁護に関する広報活動を実施します。虐待に関しては、その予兆に気づき予防的介入ができるように地域団体や介護保険事業、医療機関等との関係を深め連携体制を強化していきます。消費者被害に関しては高齢者の集う場所へ警察署と一緒に出向きなどし、事例紹介などで再発防止活動を繰り返し行うことで高齢者への意識付けを行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に必要な支援が行えるように、他機関との連携を図る事を目的に、日ごろから顔の見える関係を築いていきます。また、日頃から圏域内の事業所を訪問することで相談しやすい

い機会をつくり、介護支援専門員が抱える困難事例の相談や利用者居宅への同行訪問、担当者会議の参加や、個別の地域ケア会議等を開催に繋げ、多職種で課題解決ができるように支援します。えがおの窓口が行う事例検討会に参加の機会をもち、介護保険以外の仕組みを活用した支援の提案や地域連携のネットワークの拡充を図ることができるよう支援します。

また、認知症に係る情報提供をもとに担当介護支援専門員へアプローチを行い安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会や老人会や集いの場、地域拠点型一般介護予防事業実施団体へ出向き、自立した生活の維持を目標とした介護予防やフレイル予防の必要性について広報します。また、日頃から地域の医療機関主催の研修やイベントへ参加し、介護予防等の情報交換やアドバイスが頂ける関係性を築きます。介護予防ケアマネジメントの委託事業所には地域拠点型一般介護予防事業実施団体や医療機関情報、住民主催の集いの場や地域の支援事業等の地域資源の情報提供を行いインフォーマルサービスの活用を促すことで住み慣れた地域での自立した暮らしを支援します。委託先のケアプラン提出の一覧表を作成して適切に管理を行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

4月から設置場所や職員の顔ぶれも一新したため、地域資源情報や介護保険事業所情報を全職種で確認し集めるとともに、各所で当センターの啓発に取り組む必要があるため、職員全員がより多く地域へ出る機会を持てるように努めます。

毎月、地域独自活動や行事、イベント等に参加してあんしんすこやかセンターの普及啓発に努め、ふれあいのまちづくり協議会や民生委員・児童委員協議会、老人会、ボランティア等と連携を図り、支援が必要な高齢者の早期発見に努めます。住み慣れた地域で集い、話し、高齢者同士が見守り合える場を増やせるように支援します。

住民が主体性をもって地域包括ケアシステムづくりに参画し、地域のニーズや課題抽出を住民が主体的に行える仕組みづくりに力を入れて、高齢者が自ら支援を求め、お互いが助けやすい地域づくりを目指します。

8. 認知症に関する取り組みについて

日頃の様子を知っている近隣住民同士が認知症の高齢者を見守る事ができる地域づくりを目指して、オレンジ110番という取り組みの啓発活動やその運営体制の構築について地域企業、事業所、住民を巻き込んだ話し合いを行っていきます。

認知症高齢者の相談を適切、的確に実施するために認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携を図ります。

9. 民生委員等地域との連携について

今後独居や高齢者のみの世帯の増加が予測されます。高齢者がその人らしい生活を支えるために地域との連携が不可欠です。今後も民生委員の定例会や地域行事への参加し信頼関係を築けるよう努め、共に地域住民を支えられる体制を構築していきます。

10. 医療機関との連携について

独居や高齢者のみの世帯が増加する中、親族が他県在住している方も少なくありません。夫婦共に認知症や介護者が病気になる事例や独居の認知症で通院することさえできない事例などあり、益々医療機関との連携が必要となります。迅速にかかりつけ医のご助言ご指導をいただけるよう顔の見える関係を築くために、当センターが実施する地域ケア会議や地域行事などの参加を呼びかけ、医療機関が開催している研修会にも積極的に参加して連携を深めます。

1 1. その他関係機関との連携について

その人らしい生活をする為には、医療や介護以外の地域の商業施設や金融機関などの理解と協力が必要です。高齢化が進むとともに認知症高齢者も増えているため、圏域内の商業施設や金融機関、見守り機能のある宅配業者等にも地域ケア会議や認知症サポーター養成講座や声掛け訓練への参加を呼びかけ、課題を共有して解決のために協力が得られるように地域支援合い推進員は地域、社会福祉士は警察や弁護士等、保健師看護師は医療と、主任介護支援専門員は介護保険事業所とのネットワークの構築を図ります。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸市のあんしんすこやかセンター運営要綱、実施要項等の徹底を図り、事業を運営していきます。また、地域包括支援センター運営方針に基づき、正当な理由なく特定のサービス提供事業者が提供するサービスに偏りがなく、サービス利用を不当に誘引しないよう、公正かつ中立な立場の視点での運営を確保します。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 41

あんしんすこやかセンター名： 鈴蘭台あんしんすこやかセンター

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・運営方針、運営要綱、実施事項、業務に関するマニュアルを職員が理解し、共通の認識を持って事業を推進します。
- ・営業日、営業時間は月曜日から土曜日（祝日を含む）8時45分から17時30分までとします。就業時間外や日曜日、年末年始（12月28日から1月4日）の相談は転送電話で24時間相談受付、就業時間外の虐待に関する相談は緊急連絡網にて職員間で共有相談し、緊急と判断した場合は、関係機関と連携し、速やかに対応します。
- ・感染症予防および拡大防止対策として引き続き全職員がマスクの装着、手指消毒、事務所内の換気、食事の黙食を徹底します。
- ・圏域内で行われている防災訓練に参加し、定期的にハザードマップを確認します。普段から民生委員や自治会と交流し連携を図ることで、災害時のセンターの役割や協力体制を整えます。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者1名、保健師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、地域支え合い推進員1名を配置し、チームアプローチで関係機関やサービスにつなぎ、問題解決への支援を行います。

3. 総合相談支援業務について

- ・誰もが暮らしやすい地域を目指し、あんしんすこやかセンターが高齢者の総合相談窓口であることを周知していけるよう、掲示板への掲示や広報活動等を積極的に行います。
- ・相談者が抱えている悩み・葛藤・困りごと・不安などを少しでも解消していただけるようにその方にあった対応（訪問・来所など）でニーズを把握し支援を行います。
- ・毎日の朝礼やミーティング、また随時センター内で情報共有、意見交換を行い、連携を強化しチーム一丸で課題解決にあたります。
- ・介護リフレッシュ教室を年6回開催します。介護者が茶話会やイベントなどに参加することで気分転換や心身に抱えている負担を少しでも軽減していただけるように寄り添います。

4. 権利擁護業務について

- ・判断能力が不十分な状態になり、その人らしく日常生活を送ることが難しい方を地域住民やサービス事業所、ケアマネジャー等を通じて早期発見するよう努め、関係機関へつなぎます。
- ・高齢者虐待発生時（疑いを含む）は速やかに対応し、解決に向けて関係機関と連携し、高齢者の生命や身体、財産を保護し、安心・安全な生活を再構築するための介入を行います。高齢者本人だけでなく、養護者に対する支援も行うことが法律上規定されていることを認識し、その

ことを地域住民にも広く理解してもらえるよう努めます。

- ・年金受給日に金融機関 ATM 前で、消費者被害防止啓発のための広報を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の介護支援専門員を対象とした勉強会を開催し、情報交換やスキルアップを図ります。地域住民や介護支援専門員、関係機関など多様な方からの相談に対して、センター内で速やかに情報共有、適切な対応を行い、切れ目のない支援を実施していきます。圏域内の介護支援専門員との連携・情報共有を行うため、交流の場を企画開催します。
- ・介護支援専門員からの困難事例等の相談には、傾聴するとともに状況に応じてモニタリングやサービス担当者会議に同席し状況を確認し、解決に向けて適切な支援を行っていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・介護予防給付に関わる指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアマネジメントを行います。アセスメントは包括的に行い、利用者の意欲・能力が最大限引き出せるように支援し、インフォーマルサービスの積極的な情報提供を行います。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業（区が主体）に参画し、フレイル予防への意識を高める機会にしていきます。
- ・介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすために、地域の医療機関や住民と一緒に介護予防に取り組めるようにします。
- ・インフォーマルサービス等介護予防についての広報活動を、パンフレットを用いて民生委員、商業施設などと協力して行っていきます。
- ・介護予防支援指定居宅介護事業所との連携を図り、直接契約で担当している介護予防サービス計画の管理を行っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・住民主体のつどいの場立ち上げ支援をしていきます。そのために、担い手となる人を発掘することを意識しながら活動していきます。
- ・インフォーマルサービスの情報を更新し、地域の方や介護支援事業所に情報提供をします。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・あんしんすこやかセンターが認知症の相談窓口であることを地域住民に広報し、毎月第 3 金曜日にベルスト鈴蘭台にも出張相談窓口も設けながら、より多くの方に相談をしていただけるように努めます。相談の際には神戸モデルや神戸市高齢者安心登録事業等の案内を行います。
- ・多世代が認知症に優しい対応ができる取り組みとして認知症高齢者等の声かけ訓練を行い、認知症になっても安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。
- ・圏域内に複数あるオレンジカフェで、地域住民の方が気軽に相談・集える場を提供できるように後方支援をしていきます。
- ・認知症になっても安心して住み続けることのできる仕組みとして、「オレンジ 110 番」の協力事業所への継続的な参加のアプローチと地域住民への広報を積極的に行っていきます。また、認知症の方の行動範囲をカバーするために、自圏域だけでなく、隣接のあんしんすこやかセンターへも同取り組みの広がりを持てるよう、調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員と良好な関係を築き、信頼関係が構築できるように努めます。民生委員が高齢者見守りの中で気づいた情報の相談には迅速に対応していきます。

また、民生委員から介護支援専門員に対する依頼や介護保険のことを知りたいというニーズに対して、居宅介護支援事業所との交流会を開催するなど情報提供や双方の顔の見える関係作りを行います。

10. 医療機関との連携について

- ・地域住民の生活を支えるため、医療介護サポートセンターと連携し、在宅での医療と介護の連携強化を意識し、適切で専門性の高い機関との協力・連携を図ります。
- ・対象者が医療情報を適切に自己管理でき、支援者側も必要な医療機関・薬局へ素早く正確にアクセスできるよう、「キタールさん手帳」活用や情報整理のアドバイスを継続して行います。
- ・総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務においては、主治医や機関の地域連携室・患者支援センター相談員と適切な情報共有に努め、よりよい業務の遂行に努めます。
- ・地域ケア会議や介護リフレッシュ教室などへ医師・医療専門職の参加や意見を求め、情報共有を進めます。

11. その他関係機関との連携について

- ・地域包括ケアシステムを意識し、介護サービス事業所や見守り関係団体、商店や金融機関、警察、消防、医療機関、学校等と顔の見える関係づくりに努めます。
- ・地域の課題の共有や、それぞれの立場でできることなどを検討する地域ケア会議に多様な参加者が増えるよう広報を行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保するため、サービス利用希望者に対して複数の事業所から選択できるよう提案し、インフォーマルサービス等の情報提供を行います。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 42

あんしんすこやかセンター名： 五葉 あんしんすこやかセンター

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

①運営方針・要綱・要領

あんしんすこやかセンター運営方針、運営要綱、実施要項、業務に関するマニュアルを全職員が確認、共有した上で事業計画を立案し、事業を推進する。

②24時間連絡体制

運営時間は、休日でも市民が相談できるよう、月曜日から土曜日（祝日も含む）の午前9時から午後5時30分とする。夜間、日曜日および年末年始12月31日から1月3日の相談については、法人施設に電話を転送し、マニュアルに基づいて施設職員が対応する。虐待に関する相談など緊急と判断した場合は、施設職員がセンター職員へ連絡し、センター職員が対応する。

③資質の向上

月1回部署内で研修を実施すると共に、他機関が開催する研修会に職員を派遣し、受講後は伝達研修の時間を設け、全職員の資質向上に取り組む。

④個人情報の保護

全職員が個人情報の取扱いについてのマニュアルを確認し、同時に取扱いに関する研修を実施する。

⑤苦情対応

苦情解決体制に基づき対応し、組織で共有をはかり再発防止に取り組む。

⑥感染拡大防止対策

全職員、出勤後検温、マスク装着、手指消毒を徹底する。来所相談者に咳やくしゃみがある場合は、マスク着用、アルコール消毒を促す。

⑦災害時の対策

避難訓練等地域の災害に関連した事業に参加し、地域の災害対策を把握する。

災害が発生した際のマニュアル整備、訓練を実施する。

2. 職員の配置について

運営管理者1名、地域支え合い推進員・管理者1名（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）、看護師1名（介護支援専門員資格あり）、社会福祉士3名（内1名介護支援専門員資格あり）、主任介護支援専門員1名（社会福祉士資格あり）を配置する。

3. 総合相談支援業務について

①チームアプローチ

毎日ミーティングを行い、情報を共有する。複雑な課題を抱えた相談については、4職種で速やかにホワイトボードを使って情報の共有、課題の整理を行い、緊急性を判断した上で対応する。必要に応じて多機関とともにケースカンファレンスを開催する。

②広報活動

地域行事への参加、みまもりの輪の作成、配布を継続し、センター広報、フレイル予防、認知症予防、認知症施策、消費者被害防止、成年後見制度、高齢者虐待防止等の権利擁護について等の広報・啓発を行う。

③地域診断、地域ケア会議

相談受付簿、統計データ、地域の情報を収集し、地域診断を継続する。地域診断の結果、優先的に課題を解決する必要がある地域では、地域ケア会議を開催し、住民、多機関と共に課題の解決方法を検討する。

地域の課題が関係していると思われる事例を把握した際には、速やかに個別事例の地域ケア会議を開催する。

④相談履歴の整理

相談者についてデータベース化するなど、総合相談記録の整理、管理方法を工夫し、再来相談者に対し迅速に対応する。

⑤介護者支援

介護リフレッシュ教室の開催日時の内容と年間通して年度初めに決定し、広報をする。介護相談時に、認知症と診断され、要介護認定を持つが、在宅サービスを利用していない主介護者に重点的に案内を配布し、継続した声かけをする。

4. 権利擁護業務について

①高齢者虐待

区への速やかな通報を徹底する。多機関と連携し、継続して集中的援助ができるようにする。支援者間でカンファレンスを開催、課題整理や役割分担など、的確にできるようにする。

②成年後見・金銭管理

独居高齢者や金銭管理に課題がある高齢者には、成年後見制度の説明を早期に行う。また、職員向けに研修を実施し、全職員が同じ説明ができるような体制を整える努力をする。

③消費者被害

消費者被害の相談があれば、行政に速やかに報告する。地域の集い場で、消費者被害防止のための広報を継続して行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①介護支援専門員への個別支援

居宅介護支援事業所と相談しやすい関係性を継続できるようにする。困難事例の相談があれば、担当介護支援専門員と4職種でアセスメント、課題の抽出、支援計画の立案等について検討する。個別事例地域ケア会議の開催も検討する。

②介護支援専門員のインフォーマルサービスについての情報提供

令和7年11月頃に、第2回人とのつながりマップから考える健康づくりプロジェクト～認知症予防にみんなで取り組もう～という地域ケア会議を開催するため、介護支援専門員として参加してもらい、地域の支援者や関係機関と一緒に地域の社会資源について把握し、意見交換をする機会を作る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

①介護予防の取り組みが必要な高齢者の把握と働きかけ

地域の集い場や地域の多機関に対し、センター広報を行い、介護予防の取り組みや介護等の支援が必要な高齢者を把握した場合、センターへ知らせてもらうことと、高齢者からセンターに相談に行くように促してもらえようような広報を行う。

地域のフレイル予防教室やラジオ体操等のフレイル予防のための地域の集い場を、みまもりの輪の記事に掲載し、地域の高齢者に広報を行う。

②巡回派遣員より指摘を受けた事項を全職員に徹底し、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努める。

7. 地域支え合い活動推進事業について

①各圏域の最新のインフォーマルサービスの視覚化

令和6年度に開催した第1回人とのつながりマップから考える健康づくりプロジェクト～認知症予防にみんなで取り組もう～という地域ケア会議後に、集い場と参加者とボランティアをしたい人をつなぐマッチング機能を持った小学校単位でのマップを作成した。令和7年度は、他の地域でもマップを作成し、人とのつながりが活性化できるように取り組む。

②住民主体の集い場の立ち上げ支援、既存の集い場への継続的な支援

住民と民間の地域貢献の活動をつなげていく視点を持って、新しい集い場が立ち上がるように支援を行う。

・令和6年度に新しく立ち上がったフレイル予防の集い場を、令和7年度は住民主体で運営されるように、住民のリーダーと相談しながら、試みていく。

・令和7年度は、新たにラジオ体操を立ち上げたいという地域のニーズに対し、住民のリーダーに相談し、協力を依頼し、立ち上げ支援を行う。

・新しい集い場が立ち上がるのは難しい地域に対しては、既存の地域行事にフレイル予防の機会が作れるように、住民のリーダーと相談して、支援を行う。令和7年度に1回～2回実施予定。

8. 認知症に関する取り組みについて

①西鈴見守りネットワークの発展

認知症の高齢者の行方不明を防ぐ取り組みとして、西鈴見守りネットワーク運営会議を継続して開催してきたが、令和7年度からはオレンジ110番や高齢者安心登録事業との融合を目指す方向性とする。他センターが運用開始している「オレンジ110番」の取り組みを当センターの圏域でも登録できるようにシステム作りを目指すために、4センターで合同地域ケア会議を開催する。

また、令和7年10月頃に2センター合同の個別事例地域ケア会議を開催し、3センターの圏域をまたいで移動する認知症の高齢者の見守りネットワークを構築するための意見交換を行う。個別のニーズに合わせた必要な見守り体制の構築について、オレンジ110番の拡充も含めて検討する。

②認知症の早期発見、啓発

・認知機能の低下が疑われる相談者に対し、認知症診断制度を利用した受検を促す。地域の集い場やお祭り等の行事で、認知症診断助成制度の広報や、認知症と思われる人への声かけの

方法、行方不明になる可能性があることなど、認知症の理解が広がるように、多世代に向けて啓発を行う。

・令和7年度の上半期で、地域のイベントスペースで認知症の啓発イベントを実施予定。

認知症についての基礎知識、認知症の高齢者の行方不明の課題、未然に防ぐためのネットワーク構築の必要性、認知症の高齢者への声かけ訓練、認知症予防の基礎知識、認知症予防、フレイル予防の体操、人生会議など、認知症に関する啓発を行い、多機関と協力して開催する。

・令和7年度の下半期で、他センターと協力し、住民のリーダーと打ち合わせをしたうえで地域の防災訓練で、認知症の啓発を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

・年に3回、北区社会福祉協議会とともに、民生委員を対象とした見守り連絡会を開催し、気になる高齢者については、早期の支援につなげるために、センターへの速やかな連絡を依頼する。

10. 医療機関との連携について

地域ケア会議を開催する際は、医療介護サポートセンターに参加を依頼する。

11. その他関係機関との連携について

令和7年度は、西鈴見守りネットワーク運営会議の参加者に対し挨拶周りをを行い、地域ケア会議への参加を促す。令和7年度は西鈴見守りネットワーク運営会議（地域ケア会議）と人とのつながりマップから考える健康づくりプロジェクト～認知症予防にみんなで取り組もう～（地域ケア会議）を融合させ、より地域に密着したネットワーク作り、地域の活性化を図ることを目指していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が要介護認定を受け、居宅介護支援事業所を選定する場合は、居宅介護支援事業所一覧を提示し、利用者が適切に事業所を選定できるよう支援する。また、サービス事業所の選定に関しても、複数の介護事業所を紹介し、利用者、家族のニーズに沿ったサービスを選択するように支援する。

.....
※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 43

あんしんすこやかセンター名：しあわせの村あんしんすこやかセンター

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 下線は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターの役割を理解し、その目的に沿って円滑な事業運営を行う。

相談窓口は平日 8 時 45 分～17 時 15 分開設。

毎月第 1 土曜日（5 月、1 月は第 2）は 8 時 45 分～12 時 15 分まで相談窓口を開設する。

窓口開庁時以外の時間帯は、転送電話にて対応する。

利用者が安心して相談できる環境を整え、来所相談、訪問相談に対応する。

相談者、家族、利用者等からのハラスメントに対しては、個人としてではなく、法人として毅然と対応し、職員が安心して働くことができる環境を整える。

災害時においては各関係機関と連携を図り要援護者への迅速な対応を行う。

職員の資質向上を目指し、外部研修を受けられる体制を整える。また法人内研修へも参加していく。

2. 職員の配置について

基本配置として、4 職種の他には予防専従のプランナーを配置し、包括的支援を提供する。

各専門職の役割を分担し、多職種による経験、視点の違いを活かし高齢者の課題に応じチームアプローチを行う。

3. 総合相談支援業務について

高齢者本人、家族、圏域内住民、関係機関からの相談に対応し、適切なサービスや機関につながるよう課題解決への支援を行う。問題が複合化している相談が増えている現状を受け、多職種で検討して問題解決に努める。緊急性を意識し、早急に対応すべき課題に重点的に取り組む。

地域支援者や関係機関を通じて、高齢者自身が問題の解決を図れる時期を捉えて対応ができるよう、日ごろから地域支援者含め関係機関との情報共有を行う。

「独居」「認知症」「頼れる親族がいない」というキーワードを特徴とした複雑化したケースや家族が問題を抱えるケースも増加している。高齢者自身や地域支援者が将来を予測して予め備えることができるよう、情報を発信することで、事前に複雑化を防ぐことを目指す。センター内多職種が連携することはもとより、地域の関係機関と共同して問題解決にあたる。

4. 権利擁護業務について

- ・消費者被害

消費者被害が発生した際には迅速に情報収集する。地域住民へ情報発信ができるよう「消費者被害情報」を作成し、地域住民、地域支援者、自治会、サービス事業所、居宅介護支援事業所等、圏域内関係機関に直接配布の他、メール配信等を活用し発信を行う。また、新たな被害を防ぐために地域住民や地域団体に向けて適宜、広報物の配布と声掛けを幅広く行い消費者被害予防の啓発に努める。

・高齢者虐待

高齢者虐待を未然に防ぐことを目指し、虐待発生リスクのあるケースについてはセンター内で共有し予防的アプローチを行う。養護者支援を意識し、養護者が抱える問題に着目し、適切な機関へつなぐ、直接支援を行うなどの対応をする。

高齢者虐待が発生した際には、行政機関、各サービス事業所等とも連携し迅速な対応をする。

啓発リーフレットなどを活用し関係機関、地域住民へ高齢者虐待について情報発信するとともにセンターの高齢者虐待における相談窓口としての役割を周知できるようセンター広報も続けて行う。

・成年後見

独居、親族がいない、またはいても遠方で支援を受けられない高齢者が増加している。相談時には問題が生じていなくても、将来的に成年後見制度等の利用が必要となる可能性のある高齢者へは、元気なうちから将来の見通しが持てるように情報提供を行い、必要時にはご本人はもとより介護支援専門員への支援も行う。

高齢者各々が抱える問題に合わせて、適切な専門機関を紹介し、高齢者自身の意思で制度利用を勧めることができるように支援を行う。

権利擁護全般について、住民へ情報が届くように各機関のリーフレットやセンターが作成した広報物を用いて啓発を行うとともにセンターの役割についても周知を図る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内に事業所が少ない地域特性を踏まえ、圏域内外を問わず協力を得られる居宅介護支援事業所の介護支援専門員、サービス事業者が包括的・継続的に支援していくことが出来る体制を整える。介護支援専門員に対し地域情報を提供し個別的・環境的な支援を行える様に努め、介護保険制度に沿った適切なケアマネジメントに支援事業所と協働して取り組める様に支援をする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の高齢者の介護予防を目指すため、主体的に健康や望む生活をイメージし、具体化できるようケアマネジメントを行う。高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、単なるサービス提供に留まらず、地域資源、インフォーマルサービスも活用していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢や認知症になっても住み慣れた地域で住民同士が見守り支えあいながら暮らすことのできる地域づくりを目指す。

地域とあんしんすこやかセンターの円滑な連携のため、地域支援者、地域団体と良好な関係の構築を図る。また、地域資源や地域のニーズ、地域課題の情報を収集し、あんしんすこやかセンター内で分析する。

地域ケア会議などで地域支援者や関係機関とネットワークの構築を図り、地域課題を共有しその対策を検討する。

また、ふれあい喫茶やふれあい給食会などのつどいの場にも積極的に参加する。つどいの場の運営状況を把握し、活動継続と活性化のために適宜助成制度や講師派遣など、実施団体にとって有益な情報の提供や介護予防に資するちらしの配布、アナウンスなどの後方支援を行う。つどいの場マップを作成し、新規利用者の増加を狙うため広く地域住民に広報していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症がより身近な病として捉えられる地域づくりを継続していく。

認知症の普及啓発だけではなく、認知症について相談できる場所やピアサポートの場を設けられるよう関係機関と検討する。認知症になっても安心できる地域の居場所づくりや皆が参加できる役割の創出を積極的に働きかける。

認知症検診（神戸モデル）がより住民にとって身近な検診となるよう、地域の集い場や個別相談業務の中で、より意識し認知症検診の啓発を行っていく。認知症と思われる住民に対しては必要な医療や介護保険サービスにつなぐ。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員、友愛訪問ボランティア、自治会など地域福祉に関わる団体があんしんすこやかセンターの役割を理解し、必要時、相互に円滑に連携が図ることができるように、各団体の定例会などに参加し、顔の見える良好な関係構築に努める。

民生委員定例会、友愛訪問ボランティア共有会、自治会役員会などの集会に参加し各団体の活動状況や課題を共有する。あんしんすこやかセンターとして社会資源や見守りツールなどの有益な情報提供を行う。

民生委員が見守りに活用している当センター作成の配布物が地域高齢者への広報として定着していることから、内容について民生委員など地域支援者と意見交換し、高齢者への広報のみでなく地域支援者への情報発信にも活用する。

高齢者見守り新規調査に民生委員と同行し、新たに対象となる高齢者の把握に努め、対象者が必要な時に必要な支援が円滑に結びつくよう、あんしんすこやかセンターや社会資源について民生委員と共に情報提供を行う。

10. 医療機関との連携について

住民の医療ニーズに合わせ情報提供が的確に行えるよう、日頃より医療機関の情報収集に努め、顔の見える関係づくりを意識して相談対応していく。あんしんすこやかセンターと医療機関の課題を共有できる場と捉え、病院主催の研修に積極的に参加していく。

最期まで地域で安心して暮らし続けるための支援として、訪問診療のできる医療機関、各訪問看護ステーションの特徴、看護の強みを捉えた情報収集に努める。必要時は、医療介護サポートセンターへ相談するなどスピード感を持って対応し、住民の生命を第一に守り、QOLの維持向上に努めていく。

11. その他関係機関との連携について

圏域内に資源が少なく、住民が圏域外からの支援を受ける地域事情から、フォーマル、インフォーマル、圏域内外を問わず、社会資源の情報を収集し、広く関係機関と連携を図る。複合的な問題を抱える対象者、その養護者や家族に対応するため、オレンジチーム、医療介護サポートセンター、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活支援課など、各専門機関とも適宜連携をとり、多角的にケースに対応する。それぞれの専門機関と円滑に連携が図れるよう、各機関や制度の特性を理解する。

地域での対応困難ケースについて、自治会や友愛訪問ボランティアなどの地域支援者、金融機関、地域の商業施設とも連携をとり、協働して対応にあたる。

対応困難ケースについて随時個別地域ケア会議や多職種連携カンファレンスを開催し、個別課題を地域の課題と捉え、共有を図る。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターにおいて、対象者の意思決定を尊重し、適切な情報提供を行う。地域実情から利用者家族の希望に添えない場合は、インフォーマルサービス、民間企業のサービスも含めた情報を提供し、根拠をもった丁寧でわかりやすい説明に努める。

.....
※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する